

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	消防課	整理番号	1-1
許認可等の種類	危険物取扱者免状の交付			
根拠法令条例等・条項	消防法第13条の2第3項			
許認可等の概要	危険物取扱者試験に合格した者から免状交付申請があった場合に、当該試験を実施した知事は、申請に基づき当該資格に係る危険物取扱者免状を交付する。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>免状交付要件は、根拠条項(消防法第13条の2第3項)及び同条第4項による。          なお、免状交付事務は、「危険物取扱者免状に関する事務処理手続について」(昭和63年12月27日付け消防危第125号)の2の部分による。</p> <p>■参考条文(該当部分のみの抜粋)          ●消防法          (危険物取扱者免状)          第十三条の二 危険物取扱者免状の種類は、甲種危険物取扱者免状、乙種危険物取扱者免状及び丙種危険物取扱者免状とする。          2 (略)          3 危険物取扱者免状は、危険物取扱者試験に合格した者に対し、都道府県知事が交付する。          4 都道府県知事は、左の各号の一に該当する者に対しては、危険物取扱者免状の交付を行わないことができる。          一 次項の規定により危険物取扱者免状の返納を命ぜられ、その日から起算して一年を経過しない者          二 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しないもの</p>			
基準の制定根拠	消防庁通知			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	14日			
期間の制定根拠	業務委託先である(一財)消防試験研究センター長野県支部との協議による。			